

令和7年度 新潟市浄化槽設置整備事業 補助金制度説明会

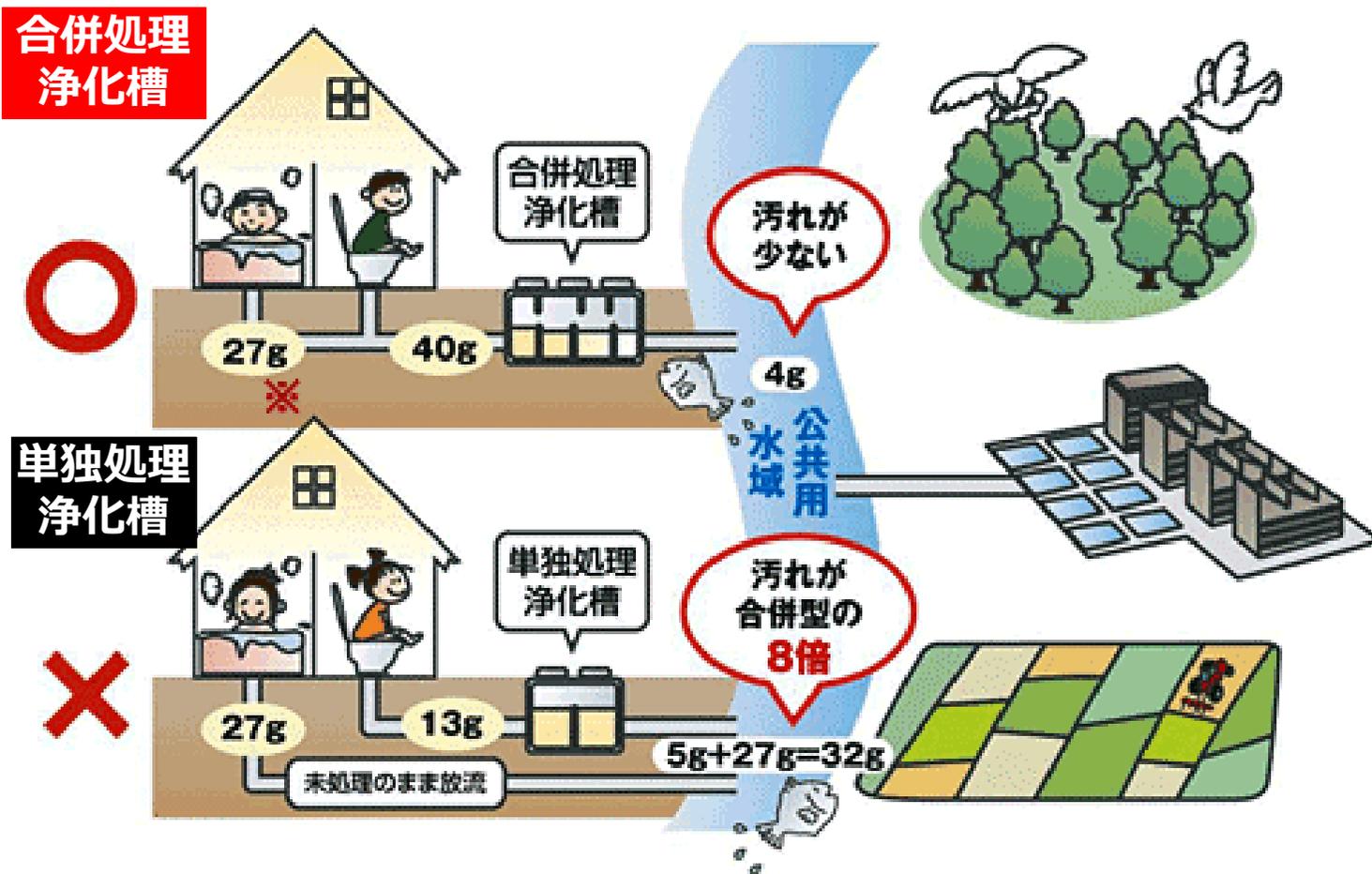
 新潟市環境部環境対策課

説明会の内容

- 1 制度の趣旨
- 2 制度の要点
- 3 制度利用上の注意点
- 4 留意事項

※本日の説明は、令和7年度予算成立の場合の内容です。

1 制度の趣旨



	R5年度
合併処理浄化槽	12,191基 (9,484基)
単独処理浄化槽	38,591基 (31,712基)
合計	50,782基 (41,196基)

()内の数字は住宅施設関係のうち5~10人槽の基数

1 制度の趣旨

令和3年度から、下水道を中心とする汚水処理方針を見直し、下水道で整備する地域と浄化槽で整備する地域に区分

本制度の目的

住宅への合併処理浄化槽設置に補助を行うことで汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止する。

2 制度の要点

次年度、補助金額や補助対象者、使用する様式など基本的な内容に変更はありません。

	令和6年度	令和7年度
予算額	74,175千円	51,100千円
想定件数	78件	55件
実績	58件	—

2 制度の要点

- ① 補助対象区域
- ② 補助対象者
- ③ 補助対象工事
- ④ 補助金額
- ⑤ 手続きの流れ

2 制度の要点 ①補助対象区域

合併処理浄化槽**移行**区域

下水道事業計画区域※を改め、合併処理浄化槽で汚水処理を行うとして指定された区域

合併処理浄化槽**整備**区域

下水道事業計画区域※、農業集落排水事業区域、公設浄化槽整備区域を除いた区域

※令和3年4月1日時点のもの

2 制度の要点 ①補助対象区域

補助区域の確認方法

補助対象区域確認書をご活用ください（様式は市HP）。

確認の有効期限

確認の有効期限は確認した年度内としていますが、令和7年度に新たに指定が改められる区域はありません。

令和5年度以降に確認した確認書の内容は令和7年度も有効です。

浄化槽設置整備事業補助金 補助対象区域確認書	
送付先：新潟市環境部環境対策課あて FAX：025-222-7031 メール：kankyo@city.niigata.lg.jp	
申請者記入欄	申請年月日 令和 年 月 日
確認する土地の所在地	区
申請者連絡先	住所： 氏名： 電話： FAX： メール：
回答方法 ☑ してください <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送	
※ 確認場所が分かる住宅地図等を添付してください	
市回答欄	確認日：令和 年 月 日（確認の有効期間は確認年度内）
上記の確認する土地の所在地は	
<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽移行区域に該当する（新設、転換・建替え等が対象） <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽整備区域に該当する（転換・建替え等が対象） <input type="checkbox"/> 補助対象区域に該当しない	
確認者： _____	

2 制度の要点 ②補助対象者

本市の**補助対象の区域**で、
住宅等に浄化槽を設置し**居住する人**

以下に該当する場合は対象外

✖ 事務所や工場，店舗等単体の建物

(ただし併用住宅の住宅部分は対象)

✖ 共同住宅 ✖ 販売や譲渡を目的とした住宅等

✖ 賃貸住宅の賃貸人

(ただし賃貸人の承諾を得た賃借人であれば対象)

2 制度の要点 ③補助対象工事

工事区分	本体設置工事	宅内配管工事	撤去工事
① 転換工事 (設置替え)	対象	対象	対象
② 建替え設置 (同一敷地に限る)	対象	対象	対象
③ 新築時の新設 (移行区域に限る)	対象	対象外	対象外

- ① 既存住宅に設置された単独処理浄化槽又はくみ取便槽を、合併処理浄化槽に転換する工事。
- ② 単独処理浄化槽又はくみ取便槽が設置された既設住宅の建替えに伴い、合併処理浄化槽を設置する工事。
- ③ 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事。

2 制度の要点 ④補助金額

本体設置工事の補助金額（限度額）

区分	5人槽	7人槽	10人槽	上乗せ補助金
新築に伴う新設	405,000円	570,000円	990,000円	対象外
単独処理浄化槽からの 転換又は建替え等	405,000円	570,000円	990,000円	対象
くみ取便槽からの転換 又は建替え等	435,000円	600,000円	1,020,000円	対象

2 制度の要点 ④補助金額

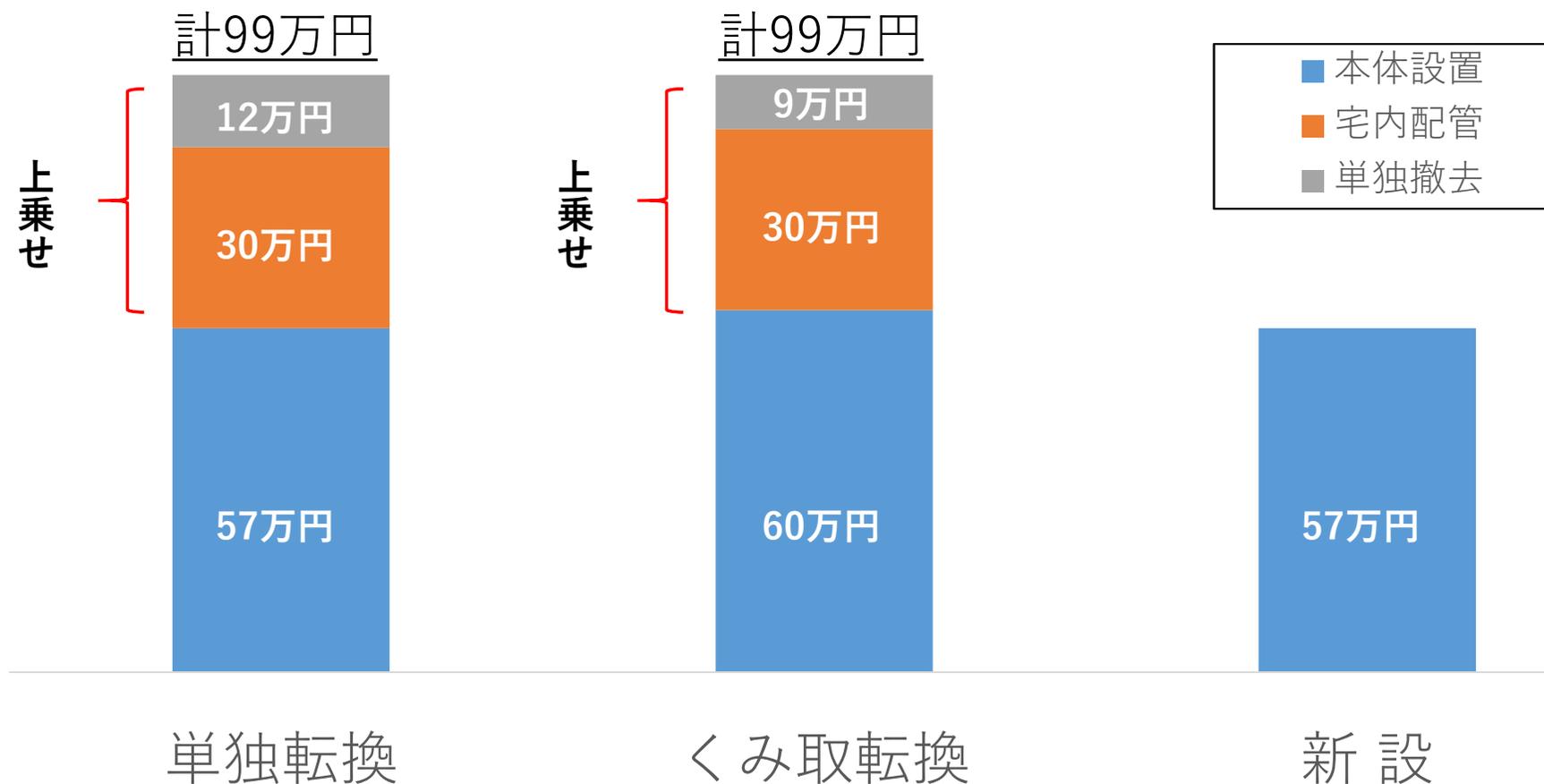
上乘せ補助金額（限度額）

宅内配管工事	撤去工事	
	単独処理浄化槽の場合	くみ取便槽の場合
300,000円	120,000円	90,000円

宅内配管工事の補助を利用する場合、原則、単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去が必要です。

2 制度の要点 ④補助金額

上乗せ補助利用のイメージ（7人槽設置工事例）



2 制度の要点 ④補助金額

上乗せ補助利用時の上限額

区分	5人槽	7人槽	10人槽	上乗せ補助金
新築に伴う新設	405,000円	570,000円	990,000円	対象外
単独処理浄化槽からの 転換又は建替え	825,000円	990,000円	1,410,000円	対象
くみ取便槽からの転換 又は建替え等	825,000円	990,000円	1,410,000円	対象

2 制度の要点 ⑤ 手続きの流れ



…申請者の手続き



…市の手続き

補助対象区域の確認
11条検査受検履歴の確認

転換の場合
浄化槽設置届出書の提出
又は
建替え等・新築の場合
建築確認申請書の提出

審査完了

申請 2 週間以内
納税証明書の取得

その他添付書類準備



交付申請書の提出
受付開始
R7年4月1日以降
申請期限
R8年2月2日

提出先は設置場所
所在区の各区役所



交付決定通知書の送付

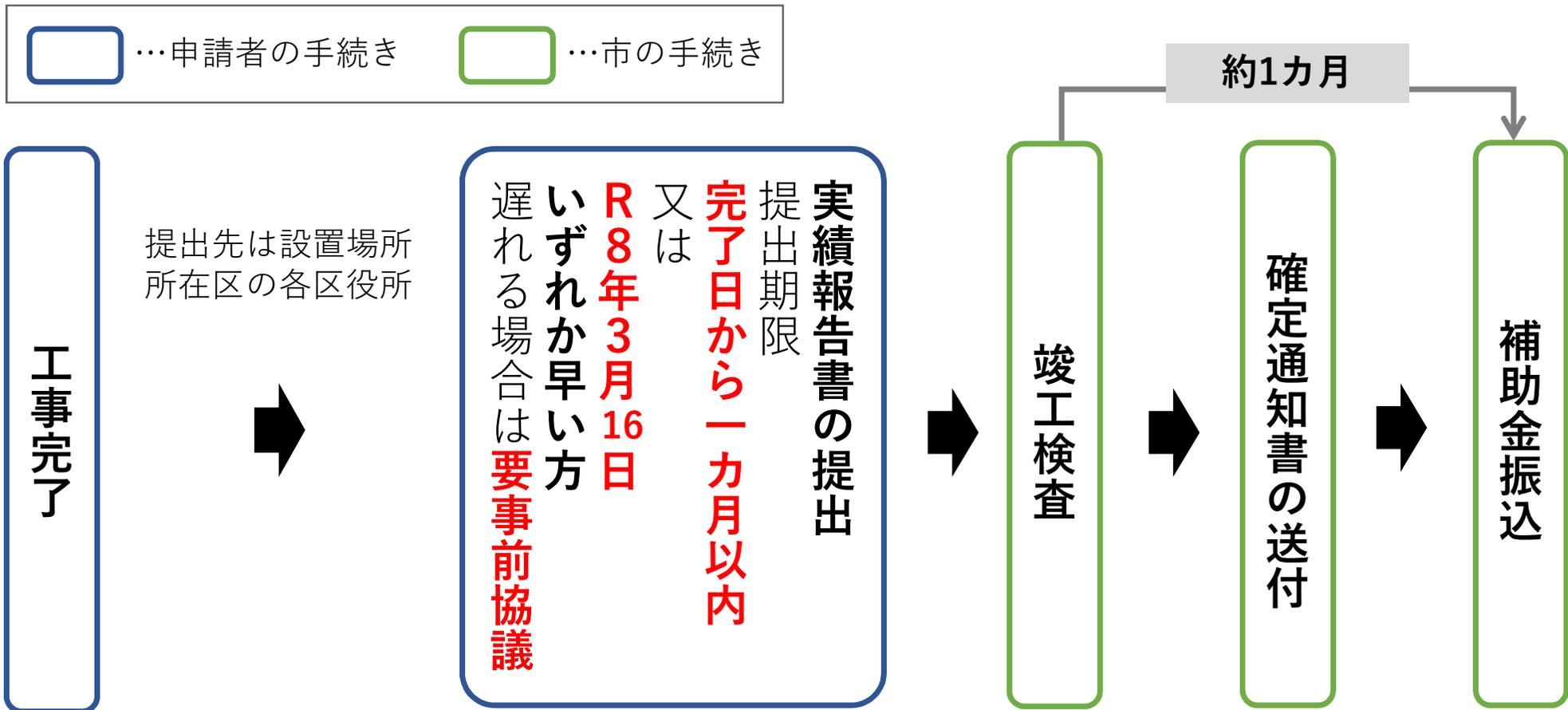


工事着手

申請前の準備

審査期間
約 2 週間

2 制度の要点 ⑤ 手続きの流れ



3 制度利用上の注意点

- ① 補助金申請の時期
- ② 転換・建替え等の補助対象者
- ③ 宅内配管工事の補助利用
- ④ 申請内容の変更

3 制度利用上の注意点 ①申請時期

各申請区分毎に定められた補助金にかかる工事の前に申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

申請区分	補助金にかかる工事
浄化槽の新設	浄化槽の設置工事
建替え等	既設住宅等解体工事 単独処理浄化槽/くみ取便槽撤去工事 宅内配管工事 浄化槽の設置工事
転換	単独処理浄化槽/くみ取便槽撤去工事 宅内配管工事 浄化槽の設置工事

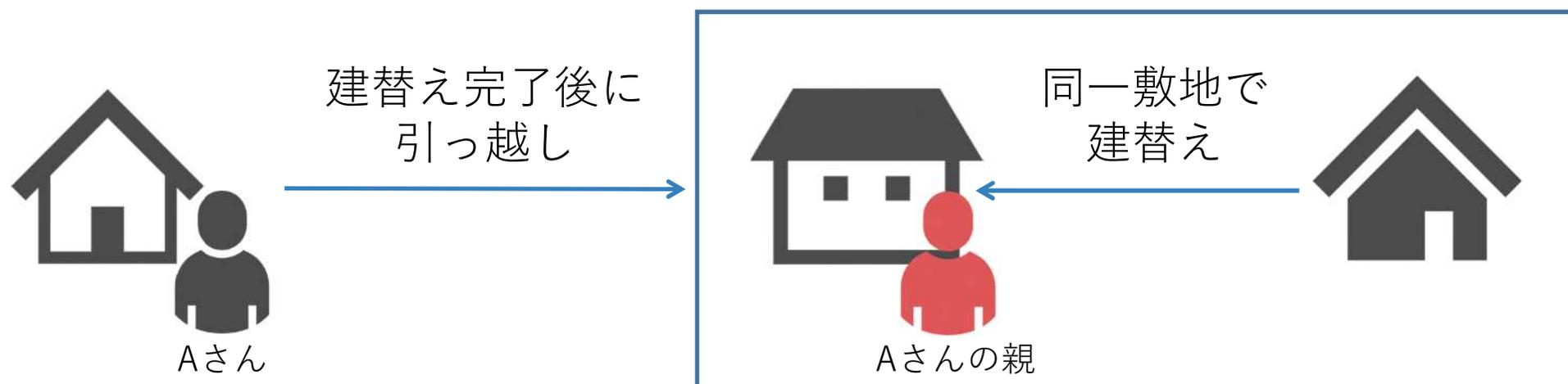
3 制度利用上の注意点 ②転換・建替え等の補助対象者

浄化槽を設置した住宅に**これからも居住する人**
かつ

転換	建替え等
申請時に浄化槽を 設置対象 の住宅に居住している人	申請時に浄化槽を 設置する 場所と同一敷地内に居住し ている人

3 制度利用上の注意点 ② 転換・建替え等の補助対象者

(例) 親の家を建替えて、Aさんが親の家に引っ越す場合



申請者は、浄化槽を設置する場所と同一敷地に居住している**Aさんの親**です。

3 制度利用上の注意点 ③ 宅内配管工事の補助利用

宅内配管の施工状況写真は、建物と枡、枡と枡、枡と浄化槽間の**接続状況が明瞭に確認できる写真**をお願いします。

施工状況写真の良い例



3 制度利用上の注意点 ③宅内配管工事の補助利用

宅内配管工事に対する補助は**転換が前提**



宅内配管工事に対して補助利用する場合、
単独処理浄化槽/くみ取便槽の**全撤去が原則必要**

撤去工事分の補助申請をしない場合でも、宅内配管工事で補助利用する場合、実績報告時に撤去工事の写真及びマニフェストが必要

3 制度利用上の注意点 ③ 宅内配管工事の補助利用

次の条件を**全て満たす場合、全撤去の原則の例外**とします。

- ① 撤去することで、周辺構造物の強度が不足するなど
周辺地盤、生活環境保全上の悪影響が生じる場合
- ② 撤去をしないことで、周辺への生活環境保全上の
影響が生じない場合
- ③ 土地の所有者などにより、残置物の管理・保全、
維持管理が適切に行われる場合



上記を踏まえて「確認書兼同意書」に全撤去できない理由を記載してください。

3 制度利用上の注意点 ④申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合、**変更承認申請書の提出が必要です。**

- 変更が生じた場合、すみやかに手続きを行ってください。
- 特に、工事の遅れ等で、実際の完了日が申請時の工事完了予定日を過ぎる場合、**申請時の工事完了予定日前までに変更手続きを行ってください。**
- 軽微な変更で手続きに迷う場合は環境対策課まで確認を。

4 留意事項 次の補助金交付要綱の改正

- 現在の新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の運用は令和8年度末までを予定
- 令和9年度からの新要綱では、移行区域における新設補助を終了する見込みです。

お問い合わせ先

所 属	所 在 地	電 話 番 号
環境対策課水環境グループ	中央区学校町通 1 - 6 0 2 - 1 本庁舎 2 F	☎ 025-226-1371
北区区民生活課生活環境係	北区東栄町 1 - 1 - 1 4	☎ 025-387-1295
東区区民生活課生活環境係	東区下木戸 1 - 4 - 1	☎ 025-250-2285
中央区窓口サービス課生活環境係	中央区西堀通 6 - 8 6 6 NEXT21 4 F	☎ 025-223-7168
江南区区民生活課生活環境係	江南区泉町 3 - 4 - 5	☎ 025-382-4254
秋葉区区民生活課生活環境係	秋葉区程島 2 0 0 9	☎ 0250-25-5678
南区区民生活課生活環境担当	南区白根 1 2 3 5	☎ 025-372-6145
西区区民生活課生活環境係	西区寺尾東 3 - 1 4 - 4 1	☎ 025-264-7261
西蒲区区民生活課生活環境係	西蒲区巻甲 2 6 9 0 - 1	☎ 0256-72-8312